

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	58
提出時期	平成30年12月 (定例会・臨時会)		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          埴町議会の議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するため、所要の改正をするものである。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          平成30年12月支給の期末手当を0.05月分増額する。また平成31年度以降の支給割合については、0.05月分増額した割合(3.20月)を6月(1.60月)及び12月(1.60月)支給分に均等に振り分ける。</p> <p><b>【施行期日】</b>          公布の日 (期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は平成30年12月1日適用、支給割合は平成31年4月1日施行)</p>		
担当課	総務課		